

令和4年4月1日施行

# ハラスメント関連法 改正法対応セミナー

改正法の対応事項をわかりやすくご説明します

参加  
無料

会場での直接参加のほか、  
お手持ちのパソコン・スマートフォンからも  
ご参加可能です。

日程

令和4年7月22日(金) 13:30 ~ 15:20 (開場 13:00)

定員

40名

会場参加は  
20名まで。

お申込みは、  
ホームページにて  
承ります。

参加方法

IPCビジネススクエア 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階  
及びWebシステムZoomを使用したオンラインセミナー

※オンライン参加の場合は、所要時間2分ほどで準備が完了する「Zoom」というサービスを利用いたします。(インストール・利用共に無料です。)  
※オンライン参加の方は、セミナー開始前日までにインストール方法・アクセス方法を記載した資料をメールにてお送りしますので、  
ご確認ください。

これらの疑問を専門家に無料で相談できます!

- ✓ 男性が育児休業を取得しやすい環境整備ってどうすればいいんだろう…
- ✓ 改正育児・介護休業法対応で、就業規則も変更しなければいけないけれど、今更聞けない…
- ✓ 中小企業にも義務化されたパワーハラスメント対策って何をすればいいんだろう…
- ✓ ハラスメントには注意しないといけないけれど、  
実際の場面でどんどころを注意したらいいのか事例を知りたいなあ



当セミナーでは、ハラスメント対策の基礎知識について解説いたします!

開催プログラム

Part.1 13:30 ~ 14:20

「改正育児・介護休業法  
およびパワーハラスメント防止措置対応」

[講師] 廣井 加奈子 特定社会保険労務士  
新潟雇用労働相談センター代表相談員  
新潟県社会保険労務士会理事

Part.2 14:30 ~ 15:20

「事例で学ぶハラスメント(パワハラ・セクハラ)の法的リスク」

[講師] 内山 晶 弁護士  
新潟雇用労働相談センター相談員  
新潟市男女共同参画審議会委員  
新潟市個人情報保護審議会委員

15:20 ~ 17:00

☎ 電話による個別相談会

ハラスメント対策について日頃お悩みの方・ご相談がある方は、講師が無料で相談に応じます。  
当日のテーマ以外についても、ご相談いただけます。  
※相談の時間帯を事前に予約することも可能です。詳しくはお問い合わせください。  
※当日はセミナー終了後、お電話にて相談対応が可能です。  
後日お電話いただき個別相談を承ることも可能です。

セミナーのお申込みは、ホームページにて承ります。

(キャンセルされる場合は、セミナー開催日の前日までにご連絡いただきますようお願いいたします)

0120-540-217 FAX.025-378-2164

● 営業時間(月~金曜): 9:00~18:30 ● 休業日:土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始(12/29~1/3)

Mail: info@niigata-elcc.jp HP: https://niigata-elcc.jp

HP



## Part.1

# 改正育児・介護休業法 およびパワーハラスメント防止措置対応

会社と従業員の皆さんがトラブルなく、いきいきと働ける環境を整えることは、会社が成長するための必須条件です。そのためには、社内の職場環境を整え、従業員の意欲・能力を最大限に発揮できる職場づくりを行うことや、法改正に対応した適切な労務管理を行うことが重要となってきます。

Part1では、改正育児・介護休業法のポイントと、中小企業においても義務化となった労働施策総合推進法（パワハラ防止法）にもとづくパワハラ防止措置義務について、事例とともに分かりやすく解説します。

### 項目

- ・改正育児・介護休業法のポイント  
(令和4年4月、10月、令和5年1月施行)
- ・就業規則の変更、環境整備などの実務対応
- ・育児休業給付金、社会保険料の免除などの変更点
- ・パワハラ防止措置対応のポイント



### 講師

**廣井 加奈子** 特定社会保険労務士  
新潟雇用労働相談センター代表相談員  
新潟県社会保険労務士会理事

労働社会保険諸法令に関する実務全般の専門家として、幅広い経験を活かし、広い視野に立った相談対応に定評がある。  
労務に関するトラブルの未然防止についての相談も日常的に受けている。

## Part.2

# 事例で学ぶハラスメント (パワハラ・セクハラ)の法的リスク

2022年4月からは中小企業を含む全事業主にパワーハラスメント防止対策が義務付けられました。

近年、ハラスメントに対する社会の意識も厳しくなっています。これに伴い、ハラスメントをめぐる訴訟等にまで発展することも増えています。

このように、ハラスメント問題は企業にとって無視できない重要な経営課題となっています。ハラスメントをめぐる実際のトラブル事例を学ぶことで、トラブルを未然に防止すると共にトラブルに適切に対処できるよう備えておく必要があります。

Part2では、ハラスメントの裁判例を詳細に解説します。

### 項目

- ・ハラスメントに関する裁判例のポイント
- ・雇用指針



### 講師

**内山 晶** 弁護士  
新潟雇用労働相談センター相談員  
新潟市男女共同参画審議会委員  
新潟市個人情報保護審議会委員

労働問題を扱う女性弁護士として、様々なハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ）の相談を多く受けている。また、労働問題全般について訴訟・労働審判等の多数の経験を有する。

## NIKORO(新潟雇用労働相談センター)とは



### 働き方に関する不安や疑問を専門スタッフに相談できる場所です。

雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。新規開業直後の企業や海外からの進出企業等が、日本の雇用ルールを的確に理解し、個別労働関係紛争を生じることなく円滑に事業展開できるよう、各種相談サービスを提供します。新潟雇用労働相談センターでは、農業関連の雇用相談に特に手厚く対応いたしますのでお気軽にご相談ください。

お申し込みはこちら



お申し込みフォームに必要事項を入力の上、送信ください。

<https://niigata-elcc.jp/seminar/>

※ご記入いただきました情報はセミナーのご案内以外には使用いたしません。

